

東部クリーンセンター
維持管理に関する計画

佐世保市環境部施設課

維持管理計画

東部クリーンセンター

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の実施方法			
項目	根拠条文	管理の方法	実施の頻度
ごみの投入は処理能力を超えないこと	施行規則 第四条の五、 一	・ごみクレーンに計量装置を装備し、焼却量の監視を行っている。	毎日
ごみの調質について	施行規則 第四条の五、 二、イ	・クレーンバケットにてごみの攪拌、積替を行う。(自動)	毎日
外気と遮断し、定量連続的にごみを投入する事	施行規則第四 条の五、二、 ロ	・鋼板製溶接構造の投入ホップ及びシュート内にごみを貯留することにより、燃焼室と外気を遮断している。 ・自動燃焼制御装置にてプッシャ式給じん装置を調節し、定量ずつ連続的にごみを投入している。	毎日
炉温の計画値と維持方法	施行規則 第四条の五、 二、ハ	・炉温の計画値 炉出口にて 850～950℃ ・維持の方法 炉温の維持は、自動燃焼制御装置により二次送風機出口ダンパ開度を調節する事により炉温を維持している。	毎日
焼却灰の熱しゃく減量が10%以下とすること	施行規則 第四条の五、 二、ニ	・リドリングの少ないストーカを採用し、自動燃焼制御装置にてごみ質に応じた適切な温度、量の燃焼用空気を供給し、後燃焼段にて充分なおき燃焼を行う。	毎日
運転開始時に炉温を速やかに上昇させること。	施行規則 第四条の五、 二、ホ	・燃焼室と再燃焼室に灯油焚きバーナを設置し、運転開始時に起動させ、炉温を速やかに上昇させる。	運転開始時
運転停止時にごみを燃焼し尽くすこと。	施行規則 第四条の五、 二、ヘ	・燃焼室と再燃焼室に灯油焚きバーナを設置し、運転停止時に起動させ、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。	運転停止時
燃焼室中の燃焼ガス温度測定かつ記録	施行規則 第四条の五、 二、ト	・再燃焼室出口に熱電対式温度計を設置し、連続的に測定し、かつ自動的に連続して記録できる記録装置により行う。	毎日
集じん器に流入する燃焼ガス温度の冷却	施行規則 第四条の五、 二、チ	・廃熱ボイラ及び減温反応塔を設置し、減温反応塔出口(集じん器入口)に設けた温度計により、燃焼ガス温度を 150℃程度に自動制御を行う。	毎日

維持管理計画

東部クリーンセンター

集じん器に流入する燃焼ガス温度測定かつ記録	施行規則 第四条の五、 二、リ	<ul style="list-style-type: none"> 集じん器入口に熱電対式温度計を設置し、連続的に測定し、かつ自動的に連続して記録できる記録装置により行う。 	毎日
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	施行規則 第四条の五、 二、ヌ	<ul style="list-style-type: none"> 廃熱ボイラのばいじんの堆積しやすい場所にスートブロワを設置、維持管理を行っている。 集じん器は、パルスジェット式のばいじん払い落とし装置を設置、維持管理を行っている。 	1回/日 入口、出口の 差圧にて適 宜
排ガス中の一酸化炭素濃度について	施行規則 第四条の五、 二、ル	<ul style="list-style-type: none"> 自動燃焼制御装置にて給じん装置、燃焼用空気温度・量、二次燃焼用空気量等を調節して排ガス中の一酸化炭素濃度の低減をはかる。 	毎日
排ガス中の一酸化炭素濃度測定かつ記録	施行規則 第四条の五、 二、ヲ	<ul style="list-style-type: none"> 煙道中に赤外線吸収式分析計を設置し、連続的に測定し、かつ自動的に連続して記録できる記録装置により行う。 	毎日
排ガス中のダイオキシン類の濃度低減	施行規則 第四条の五、 二、ワ	<ul style="list-style-type: none"> 自動燃焼制御装置による完全燃焼の実施。 排ガス温度 850℃以上 2 秒間以上を確保するための再燃焼室の採用、維持管理を行っている。 集じん器入口ガス温度を 150℃程度に低減する冷却設備の採用、維持管理を行っている。 ダイオキシン類濃度を低減するためのろ過集じん器、触媒脱硝装置の採用、維持管理を行っている。 	毎日
排ガス中のダイオキシン類濃度の測定かつ記録	施行規則 第四条の五、 二、カ	<ul style="list-style-type: none"> 煙道中に設けられた測定孔よりサンプリングし、定期的に分析。 	年 1 回以上
排ガス処理設備の設置	施行規則 第四条の五、 二、ヨ	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のために、ろ過集じん器、触媒脱硝装置から構成される、排ガス処理設備を設置、維持管理を行っている。 	毎日

維持管理計画

東部クリーンセンター

ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること	施行規則 第四条の五、 二、レ	<ul style="list-style-type: none"> ろ過集じん器によりばいじんを捕集し、コンベアによる搬送装置により、ばいじん貯留槽へ貯留する設備を設置、維持管理を行っている。 	毎日
ばいじん、セメント、薬剤及び水を均一に混合する為の措置	施行規則 第四条の五、 二、ネ	<ul style="list-style-type: none"> ばいじんについては、切出し装置にて定量切出しを行い、又、薬剤及び水については、定量ポンプにて移送し、混練機にて均一に混合している。 	毎日
火災発生防止措置及び消火設備の設置	施行規則 第四条の五、 二、フ	<ul style="list-style-type: none"> 消防法等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え、維持管理を行っている。 	毎日
廃棄物の飛散流出及び悪臭防止措置の点検	施行規則 第四条の五、 十	<ul style="list-style-type: none"> エアカーテンの作動チェック、プラットホーム、灰積出場の床洗実施、排水流出の確認 プラットホーム、ごみピットへの薬剤（防臭剤）散布 	毎日
蚊、はえ等の発生の防止措置及び構内清掃実施	施行規則 第四条の五、 十一	<ul style="list-style-type: none"> プラットホーム、ごみピットへの薬剤（殺虫剤）散布 プラットホーム、灰積出場の床清掃 	毎日
騒音及び振動防止措置の点検	施行規則 第四条の五、 十二	<ul style="list-style-type: none"> 定期パトロールによる異音発生、振動発生有無の監視、定期点検整備の実施。 	毎日 月例点検
排水処理設備の設置	施行規則 第四条の五、 十三	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のために、凝集沈殿・生物処理・ろ過・活性炭から構成される、排水処理設備を設置、維持管理を行っている。 	毎日
定期的な施設の点検及び機能検査の実施	施行規則 第四条の五、 十四	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検整備、日常点検整備及び機能検査を実施し、機器の機能維持、劣化の早期発見を行う。 	日常点検 月例点検 年次点検
ばい煙の検査	施行規則 第四条の五、 十四	<ul style="list-style-type: none"> 煙突よりサンプリングし、定期的に分析。 	2月1回以上
放流水の水質検査	施行規則 第四条の五、 十四	<ul style="list-style-type: none"> 計器による放流水の水質監視（pH）。 処理水槽よりサンプリングし、定期的に分析。 	毎日 月1回以上 年1回以上

維持管理計画

東部クリーンセンター

受入廃棄物の性状の分析及び計量の実施		<ul style="list-style-type: none">・性状の分析：定期的実施・計量の実施：受入時計量器にて計量実施	年4回以上 毎回
異常事態発生時の措置の点検の実施及び訓練		<ul style="list-style-type: none">・保安規定による保安担当組織、指揮命令系統を明確にし、異常事態発生に対処する。又、定期的に訓練を実施し、機能確認を行う。	年1回